

香美町農業委員会総会(第1回)議事録

- 1 開催日時 令和5年4月20日(木) 9:30~10:45
- 2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室
- 3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	中村	成一
委員	3番	岡田	久志
	5番	井村	壽之
	6番	文堂	福一
	7番	米田	和弘
	8番	門垣	日出男
	10番	山本	薫
	11番	田中	一馬
	12番	吉川	正人
	13番	橋本	幸長
	14番	前田	精一
- 4 欠席農業委員(2人)

	4番	西村	功
	9番	中村	彰男
- 5 出席農地利用最適化推進委員(8人)

代表	1番	中川	君雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	原	君枝
	5番	小林	隆夫
	7番	田野	豊博
副代表	8番	東垣	泰彦
	10番	本上	純也
- 6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

	9番	毛戸	良久
--	----	----	----
- 7 議事日程

第1	会期の決定	4月20日	1日間
第2	議事録署名委員の指名		
第3	議案第1号	非農地証明願承認について	
第4	議案第2号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第5	議案第3号	農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について	
第6	議案第4号	農用地利用集積計画の決定について	
- 8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島	功
事務局次長	榎	秀俊
書記	中村	達也
- 9 会議の概要

議長	日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。 (異議なし)
議長	異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。
議長	日程第2 議事録署名委員の指名をします。 本日の議事録署名委員は2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、2番「中村成一委員」と3番「岡田久志委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 議案第1号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから12ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願について、4月18日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	場所は位置図の真ん中に走っているのが国道482号で、その横の赤丸のところが付近見取図の申請地となります。国道から町道に入り、貫田バス停から400m入ったところに貫田500-1と500-2があります。また、三叉路から車で300m、徒歩で100mくらい入ったところに貫田340があります。現地は、現況写真のように貫田340は杉林と竹林で山林化していました。貫田500-1は庭木の植わった宅地で庭の一部となっていました。500-2もつつじとかが植わってて、なおかつ車が停めれるようになっていた雑種地でありました。いずれも農地として再生できる状態ではありませんでした。 申請内容は、申請人は不在地主で、建物と一緒に売買するにあたり地目変更をするための証明申請です。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願ひいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に、議案第1号 番号2番の非農地証明願について、4月18日に現地調査委員であります「門垣日出男委員」と「中村彰男委員」が現地調査をしていますので、「門垣日出男委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
8番	場所は、位置図の真ん中に走っているのが国道482号で、その横の赤丸のところが付近見取図の申請地となります。付近見取図の真ん中にあるのが先ほどの1番の時にありました町道で貫田バス停から2kmのところ鍛冶屋バス停があります。その鍛冶屋バス停から左に300mくらい上がると鍛冶屋集会所があり、さらにそこから田んぼの畦道を歩いていきますと申請地があります。現地は現況写真のとおり昭和50年代から耕作放棄された雑木とススキが生い茂る原野でした。農地としては再生できる状態ではありませんでした。 申請内容は、不在地主が空家バンクで家とセットで一括譲渡するための地目変更登記のための申請となります。 ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「門垣日出男委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)

議 長	<p>質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第1号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。</p>
議 長	<p>日程第4 議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。</p>
事務局	<p>番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積、家族数、耕作者数、参考資料として議案資料①13ページから20ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。</p>
議 長	<p>事務局の朗読が終わりました。議案第2号 番号1番の申請について、1月20日に現地調査委員であります「田中一馬委員」と担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
6番	<p>申請場所は、国道9号の耀山口から耀山集落方向に約800mいったところにあります。そこは地目は田となっておりますが現況は原野となっております。この申請地は、1月の議案では「非農地証明願」が出されていたところがございます。現在そこは牛の放牧地となっております。申請内容は、譲渡人は不在地主で、譲受人は付近の田んぼを2haほど営んでいます。問題はないと思います。</p> <p>みなさんのご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p>
10番	<p>議案資料②2番の現地確認の日にちがおかしいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>申し訳ございません。「4月18日」の間違いですので訂正をお願いします。</p>
8番	<p>現況が牧場となっておりますが、譲受人は牛を飼われているのですか。</p>
6番	<p>譲受人は牛を飼っていませんが、現在、射添の別の人が牛を放牧しておられます。放牧ができなくなると、田んぼとしての再生も考えておられるようです。</p>
議 長	<p>現地は、柵もありましたし水飲み場などもありました。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議 長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。</p>

議 長	次に議案第2号 番号2番の申請について、4月18日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	申請地は、県道沿いの道の駅あゆの里から香住方面に約2km行ったところに山田口があり、その橋を渡ってすぐのところの田んぼになります。 申請内容は、譲渡人が不在地主で、譲受人が経営規模拡大ということで譲渡人の要望に譲受人が応じたものです。譲受人は高齢ですが、実際のところは現在も譲受人の親戚の方が作られているとことで、引き続き耕作されるそうです。 ご審議のほどよろしくをお願いします。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第2号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第5 議案第3号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の53ページから68ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第3号の申請について、4月18日に現地調査委員であります「岡田久志委員」と「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
14番	申請地は、国道9号から国道482号に入って約1.1kmのところにあります。そこに譲受人住宅があり、その住宅への進入路のため譲渡人が譲受人の要望に応えたものとなっております。譲渡人と譲受人は親戚です。進入路と、残ったところは駐車場とのことでした。 ご審議よろしくをお願いします。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
議 長	捕捉します。申請地は道から2mほど低く、冬は雪捨て場となるなど使いにくい畑でありました。その土地の間に里道があり、区が舗装した道路で狭い生活道路となっています。かなり段差があり苦勞しておられます。そこに進入路と露天駐車場を作り改善したいとのことです。
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。議案第3号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第3号 番号1番の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長	日程第6 議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議 長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議 長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第4号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第4号は原案のとおり決定しました。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟